

申告期間 2 / 16 ~ 3 / 15

平成22年1月1日現在、行方市にお住まいの方は申告が必要です。

●平成22年度(平成21年分)所得税・住民税(市県民税)申告相談

平成22年度(平成21年分)所得税・住民税(市県民税)申告相談を下記のとおり開催します。開催期間中は、混雑を緩和するため地区別に期日を設定させていただきましたが、ご都合に合わない場合は、他の期日のすべての会場で申告をすることが可能です。

申告期限が近づくと大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、お早めに申告相談をされますようお願いいたします。

●日程表

受付時間	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時			午前9時～ 午後4時30分
場所	麻生	北浦	玉造	潮来税務署
申告会場	麻生庁舎(第2庁舎) 2階 大会議室	北浦庁舎 2階 大会議室	玉造庁舎 2階 大会議室	潮来税務署 1階 事務室
指定日	対象地区	対象地区	対象地区	対象地区
2月16日(火)	麻生地区	津澄地区	玉川地区	全地区
2月17日(水)			手賀地区	
2月18日(木)				
2月19日(金)	太田地区			
2月22日(月)			要地区	
2月23日(火)		現原地区		
2月24日(水)				
2月25日(木)	大和地区	武田地区		
2月26日(金)				
3月1日(月)		行方地区		
3月2日(火)				
3月3日(水)	小高地区			
3月4日(木)				
3月5日(金)				
3月8日(月)				
3月9日(火)				
3月10日(水)				
3月11日(木)				
3月12日(金)				
3月15日(月)				

●申告の必要な方

- ①事業取得（農業・営業等）のあった方
 - ②不動産・配当・利子などの所得があった方
 - ③給与所得者で給与以外に所得があった方
 - ④給与所得のみで平成 21 年中に退職した方、又は年末調整をしていない方
（給与支払い報告書が勤務先から市に提出されていない方を含む）
 - ⑤公的年金所得のみで所得税が源泉徴収されている方、社会保険庁などに申告した以外の諸控除を受けようとする方、又は公的年金以外に所得があった方
 - ⑥生命保険等保険契約に基づく一時所得のあった方
 - ⑦土地・家屋等の資産譲渡のあった方
 - ⑧障害者年金や遺族年金を受けている方
- 注）平成 21 年中に収入がなかった方も所得証明・非課税証明の発行や国民健康保険税の軽減措置を受けられない等の不利益が生じますので、申告が必要となります。

●申告の必要のない方

- ①給与所得のみで勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
 - ②未成年者で所得のない方
- 注）税務署で所得税の確定申告をされた方は、住民税の申告は不要です。



●申告に必要なもの 持参するものにチェックしてください。

給与・年金所得者	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 給与源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 年金源泉徴収票
事業所得者 (農業、漁業、営業、不動産等)	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 収支内訳書（必ず作成してご持参ください）
控除を受ける方	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 地震保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 医療費の領収書 <input type="checkbox"/> 国民年金保険料領収書
住宅借入金等特別控除	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 年末借入残高等証明書 <input type="checkbox"/> 売買契約書又は請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 建築確認通知書等の写し（増改築のみ）
その他	※還付が予想される方は、金融機関名および口座番号（本人名義）のわかるもの ※申告内容によっては、上記以外に必要な場合もあります。

介護保険の要介護 1 以上の認定を受けている 65 歳以上の方で認知症や寝たきり度（日中ベット上で過ごす割合）がある一定以上の判断基準をこえる方は「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。また、寝たきりの方のオムツに係る費用の医療費控除の取り扱いもございしますので、市役所介護福祉課（☎ 0299-55-0111）までお問い合わせください

【問合せ】

- ◎住民税や一般的な所得税の申告についての問合せは
市役所税務課市民税グループ TEL 0299-72-0811
- ◎所得税・消費税・贈与税等の申告全般についての問合せは
潮来税務署 TEL 0299-66-6931（自動音声案内で 0 を選択）